

総 税 市 第 2 8 号
平成 2 3 年 5 月 2 7 日

各道府県税務主管部長 }
東京都総務・主税局長 } 殿

総務省自治税務局市町村税課長
(公 印 省 略)

地方議会議員年金制度廃止後における退職年金の支給停止措置
に係る地方議会議員共済会への協力について (通知)

地方議会議員年金制度については、先に平成 2 2 年 1 2 月 2 4 日付け事務連絡、平成 2 3 年 1 月 2 5 日付け事務連絡、平成 2 3 年 4 月 1 日付け事務連絡及び平成 2 3 年 4 月 2 6 日付け事務連絡でお知らせしたとおり、昨今の厳しい年金財政の状況を踏まえ、平成 2 3 年 6 月 1 日をもって制度を廃止することとしたところであり、廃止措置を講ずる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律 (平成 2 3 年法律第 5 6 号。以下「改正法」という。) は、本日公布されました。

制度廃止後は、高額所得者に対する退職年金の支給停止措置の強化を行うこととしておりますが、この取組を促進するため、総務省自治行政局公務員部福利課長、都道府県議会議員共済会事務局長、市議会議員共済会事務局長及び町村議会議員共済会事務局長から、別添 1 のとおり、所得関係情報の提供につき協力依頼がありました。

具体的には、都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会 (以下「地方議会議員共済会」という。) が退職年金の受給者に対して、市町村から所得情報の提供を受けることについて事前に許諾を得た上で、市町村に対して、退職年金の受給者に係る住民税の課税総所得金額ベースの所得情報の提供を依頼することが予定されております。

各市区町村におきましては、別添 1 及び 2 のとおり、地方議会議員共済会から当該資料の提供を求められた場合、本人の許諾により秘密性が解除されていること、地方議会議員共済会職員には守秘義務が課せられていること、所得情報提供に係る法的根拠が整備されていること等を勘案し、積極的な協力をお願いいたしたく、貴都道府県内の市区町村に対して、この旨を周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4 5 条の 4 (技術的な助言) に基づくものです。



(別添1)

総行福第202号
県議共済発第18号
議共済第158号
町村共第128号
平成23年5月27日

総務省自治税務局市町村税課長 殿

総務省自治行政局公務員部福利課長
都道府県議会議員共済会事務局長
市議会議員共済会事務局長
町村議会議員共済会事務局長

地方議会議員年金制度廃止後における退職年金の支給停止措置に係る
市町村から地方議会議員共済会に対する所得情報の提供について（依頼）

地方議会議員年金制度については、昨今の厳しい年金財政の状況を踏まえ、平成23年6月1日をもって制度を廃止することとしたところであり、廃止措置を講ずる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年法律第56号。以下「改正法」という。）は、本日公布されました。

改正法においては、制度廃止後の経過措置として支給する退職年金について、高額所得者に対する支給停止措置を強化することとしており、当該措置を実施するためには、退職年金受給者に係る住民税の課税総所得金額ベースの所得情報が必要です。

つきましては、地方議会議員年金の給付事務を行う都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会（以下「地方議会議員共済会」という。）から市町村に対して所得情報の提供を依頼することとしておりますので、貴職から市町村に対して協力要請の通知を発出していただきますようお願いいたします。

なお、高額所得者に対する支給停止措置の概要、地方議会議員共済会において予定している具体的な情報提供依頼の方法等は、下記のとおりです。

記

1 高額所得者に対する支給停止措置の概要

地方議会議員年金制度廃止後においては、退職年金の年額と前年の退職年金等（※）を除く所得金額（住民税の課税総所得金額ベース）との合計額が700万円を超えるときには、当該超える額の2分の1に相当する金額の支給を停止することと

されていること。

また、現行制度における退職年金の最低保障額（年額190.4万円）を廃止し、すべての退職年金受給者を対象として、高額所得者に対する支給停止措置を実施することとされていること。

これらの支給停止措置の強化については、平成23年9月1日から施行し、同年12月に支給する同年9月から11月分の年金から、当該措置を適用することとされていること。

なお、制度廃止後の経過措置としての年金給付に要する費用は、地方議会議員共済会が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担することとされていることから、当該支給停止措置の適切な運営は、地方公共団体全体の公費負担の軽減に資するものであること。

※ 「退職年金等」とは、①地方議会議員共済会から支給している退職年金、②地方自治法第203条に規定する議員報酬、費用弁償及び期末手当、③同法第203条の2に規定する報酬及び費用弁償に係る所得のうち当該退職年金の基礎となった在職期間に係るものをいう。

2 所得情報提供依頼の方法

(1) 情報提供依頼の概要

①実施時期

平成23年度は10月、平成24年度以降は毎年7月を予定

②調査対象者

地方議会議員共済会が退職年金を支給しているすべての受給者

※ 受給者にとって、支給停止措置は不利益処分であり、高齢者が多い受給者の負担軽減の観点からも、受給者からの課税証明書等の提出の代わりに、地方議会議員共済会が、市町村に対して所得情報の提供を依頼するもの。

受給者に対しては、調査の実施について十分周知し、市町村から所得情報の提供を受けることについて、事前に許諾を得ることとしている。

③依頼対象市町村

調査対象者の1月1日現在における住所地の市町村

④提供を依頼する所得情報

- ・前年の公的年金収入額
- ・前年の給与収入額
- ・前年の課税総所得金額

(2) 情報の受渡し方法

①地方議会議員共済会において、市町村ごとの退職年金受給者（調査対象者）の一覧表を作成し、専用サーバへ登録

②市町村において、専用サーバへアクセスし、当該市町村用の調査様式（エク

セルフファイル形式：別添参照) をダウンロード

③市町村にて、調査様式に所得情報(上記(1)④の3項目)を入力し、専用サーバへアップロード

※ 地方議会議員共済会が作成する調査様式においては、調査対象者の氏名、生年月日、性別、住所の4情報を記載することとしている。

(3) 情報の受渡しに係るセキュリティ確保方策

①市町村から専用サーバへのアクセスの際は、市町村ごとに割り当てたユーザーIDとパスワードにより認証を行うことにより、不正なアクセスを防止

②インターネット上の通信は、SSL(Secure Sockets Layer)を使用してデータを暗号化し、データの盗聴や改ざん、なりすましを防止

③市町村ごとのWEB画面でのファイルのダウンロード・アップロードにより、ファイル送受信の誤りがなく、データの外部漏えいを防止

④専用サーバは、ファイアウォールとアクセス時間の設定などにより外部の不正アクセスから保護するとともに、データベース自体を暗号化し、万が一の不正侵入に際しても情報の漏えいを防止

⑤市町村からアップロードされたファイルは、専用サーバ上でバイナリファイル(二進数のバイト文字列)に変換され、必要な値のみをデータベースに取り込むため、マクロウィルスを起動させず、感染のリスクを排除

※ 地方議会議員共済会は、住民基本台帳法において法定された住基ネット利用団体として、セキュリティの確保に関し総務大臣が定める基準(平成14年総務省告示第334号)に基づいて住民基本台帳ネットワークシステムを利用しており、今回の情報の受渡しについても同様に業務運営を行うものとする。

3 所得情報提供に係る根拠規定

地方議会議員共済会からの依頼に応じた市町村の所得情報の提供については、改正法において、以下のとおり、所要の根拠規定を整備していること。

①地方議会議員共済会は、年金受給者に対して、所得情報の提出を求めることができ、正当な理由なくこれに応じない者に対しては、年金給付を差し止めることができること。(改正法附則第26条)

②地方議会議員共済会は、年金給付に関する処分に関し必要がある場合には、年金受給者の所得情報について、官公署に対し必要な資料の提供を求めることができること。(改正法附則第27条)

③地方議会議員共済会の役職員又は役職員であった者には秘密保持義務が課せられ、違反した場合には罰則の適用があること。(改正法附則第24条及び第28条)

平成22年分所得調査一覧票

項番	証書番号	共済会から提供する年金受給者					課税総所得金額		
		氏名	生年月日	性別	住所	共済会区分			
1	1234	キヨサイ タロウ	S17.12.1	男	東京都千代田区平河町2-6-3	県	4,500,000	0	10,000,000
2	5678	ネキン シロウ	S20.10.1	男	東京都千代田区平河町2-4-2	市区	2,500,000	1,800,000	1,300,000
3	9101	チヨウソウ ハナコ	S24.7.1	女	東京都千代田区一番町2-5	町村	2,000,000	0	3,000,000
4	1213	ネキン シロウ	S24.7.2	女	東京都千代田区一番町2-6	町村			
5	1415	〇〇〇〇	S00.0.0	男	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	県			
6	1516	〇〇〇〇	S00.0.1	女	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	市区			
7	1718	〇〇〇〇	S00.0.2	男	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	町村			
8	1920	〇〇〇〇	S00.0.3	女	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	町村			
9	2122	〇〇〇〇	S00.0.4	男	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	県			
10	2223	〇〇〇〇	S00.0.5	女	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	市区			
11	2425	〇〇〇〇	S00.0.6	男	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	町村			
12	2627	〇〇〇〇	S00.0.7	女	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	県			
13	2829	〇〇〇〇	S00.0.8	男	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	市区			
14	3031	〇〇〇〇	S00.0.9	女	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	町村			
15	3132	〇〇〇〇	S00.0.10	男	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	県			
16	3334	〇〇〇〇	S00.0.11	女	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	県			
17	3536	〇〇〇〇	S00.0.12	男	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	県			
18	3738	〇〇〇〇	S00.0.13	女	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	市区			
19	3940	〇〇〇〇	S00.0.13	女	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	町村			
20	4142	〇〇〇〇	S00.0.13	女	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	町村			

所得情報提供に係る法的根拠

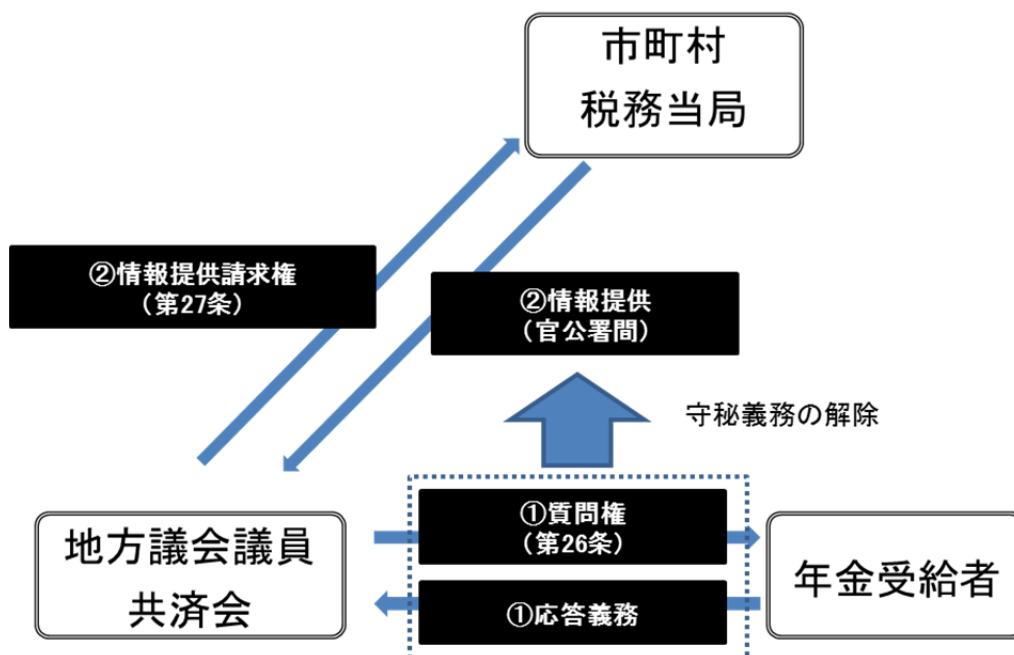
市町村が地方議会議員共済会の依頼に応じて所得情報を提供することと、地方税法第 22 条等の守秘義務との関係については、

- ① 地方議会議員年金の受給者（以下「受給者」という。）に対して、地方議会議員共済会が所得情報の提出を求めることができる旨の規定
- ② 市町村に対して地方議会議員共済会が受給者の所得情報の提供を求めることができる旨の規定

の 2 点が法律的に定められていれば、地方議会議員共済会は所得情報を把握可能な立場となり、地方議会議員共済会と受給者との間の情報の秘密性がなくなることから、所得情報を地方議会議員共済会に提供しても、守秘義務に抵触するおそれは生じないこととなり、市町村から地方議会議員共済会への円滑な所得情報の提供が可能となる。

このうち①については、改正法附則第 26 条において、地方議会議員共済会は、年金受給者に対して、所得情報の提出を求めることができ、正当な理由なくこれに応じない者に対しては、年金給付を差し止めることができる旨が規定され、②については、改正法附則第 27 条において、地方議会議員共済会は、年金給付に関する処分に関し必要がある場合には、年金受給者の所得情報について、官公署に対し必要な資料の提供を求めることができる旨が規定された。

さらに、改正法附則第 24 条及び第 28 条において、地方議会議員共済会の役職員又は役職員であった者には秘密保持義務が課せられ、違反した場合には罰則の適用があることを規定することによって、市町村が所得情報を地方議会議員共済会に対して提供しやすい法環境が整うものである。



《参照条文》

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年法律第56号）（抄）

附 則

（高額所得による旧退職年金の支給停止）

第四条 平成二十三年九月分以後の月分の旧退職年金については、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第六十四条の二の規定は、適用しない。

2 平成二十三年九月分以後の月分の旧退職年金については、これを受ける者の旧退職年金の年額と前年における所得金額（旧退職年金並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条に規定する議員報酬、費用弁償及び期末手当並びに同法第二百三条の二に規定する報酬及び費用弁償に係る所得のうち当該旧退職年金の基礎となった在職期間に係るものの金額を除く。）との合計額が七百万円を超える場合は、当該合計額から七百万円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た金額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該旧退職年金の年額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該旧退職年金の年額に相当する金額を限度とする。

3 前項に規定する前年における所得金額の計算については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額の計算に関する同法の規定の例による。

4 前項に定めるもののほか、第二項の規定による旧退職年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

（秘密保持義務）

第二十四条 存続共済会の役員若しくは存続共済会の事務に従事する者又はこれらの者であった者は、存続共済会の事業に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

（年金受給者の書類の提出等）

第二十六条 存続共済会は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、その支給を受ける者に対し、収入の状況に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 存続共済会は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに応ずるまでの間、年金である給付の支払を差し止めることができる。

（資料の提供）

第二十七条 存続共済会は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、その支給を受ける者の収入の状況につき、官公署に対し必要な資料の提供を求め、又はその者の雇用主、取引先その他の関係人に報告を求めることができる。

（罰則）

第二十八条 附則第二十四条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。